裁判員経験者との意見交換会議事録

日 時 平成31年3月1日(金)午後1時45分から午後3時15分まで

場 所 函館地方裁判所 5 階大会議室

法曹出席者 日 野 進 司(函館地方裁判所刑事部判事)

北 嶋 小 枝(函館地方検察庁検事)

小 林 佑 輔 (函館弁護士会所属弁護士)

裁判員等経験者 3人

報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者3人

【挨拶】

司会者

今回の意見交換会の司会を務めさせていただく橋本でございます。どうぞよろし くお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。この意見交換会は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた皆様に、その際に感じた率直な御意見などをお伺いして、今後の裁判員裁判の改善等に生かすことを目的に、裁判員裁判が始まった当初から各地の裁判所で行われてきたものです。この意見交換会で裁判員経験者から頂く意見は、法曹関係者では気づかないような新鮮な事柄や役に立つ事柄が多く、いつも大変参考になっております。本日も、今後裁判員裁判がより良く発展していくために忌憚のない意見を頂戴いただきますようよろしくお願いいたします。

では、法曹関係の参加者から、それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いします。

日野裁判官

裁判官の日野です。よろしくお願いします。

小林弁護士

弁護士の小林です。よろしくお願いします。

北嶋検察官

検事の北嶋です。よろしくお願いします。

司会者

他に、検察庁、弁護士会、裁判所、報道機関の皆さまが傍聴しておりますが、気になさらず率直な御意見をいただけたらと思っております。

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者

それでは、裁判員経験者の方々がどのような事件を御経験されたのか、御紹介させていただきます。

1番さんと2番さんは、昨年の1月から2月にかけて行われた傷害致死事件の裁判員、補充裁判員を御担当されました。事案は被告人が知人女性に暴行を加え死亡させるというものでした。基本的な事実関係に争いはなく、審理、評議、判決の合

計日数は5日間でした。

3番さんは、昨年の12月に行われた強制性交等致傷事件で補充裁判員を御担当されました。事案は被告人が交際中の女性に暴行を加えて強制的に性交し、その女性に傷害を負わせたというものでした。この事件は強制性交の成立が争われ、審理、評議、判決の合計日数は7日間でした。

以上の2つの事件につきましては私が裁判長を担当しました。

【 裁判員裁判に参加した率直な感想 】

司会者

それでは, 実際に裁判員裁判に参加された率直な感想をお伺いします。

1番

一言でいうと、参加してよかったと思います。色々参加するまでに迷ったのですが、参加したことで、ニュースの見方が変わり、自分の職業にも生かせる貴重な社会経験をしたと思っています。

2番

参加して、裁判がどういう流れで行われるのかが分かるようになりました。

3番

人生の中で貴重な経験になりました。参加するまでは報道されている刑事裁判の 量刑について、被害者家族のことを思うと、果たして相当なのかと腑に落ちていな かったところがあったのですが、実際に参加してどのような過程をたどり量刑を考 えているのかが分かりました。

【 裁判員を経験する前と後での心境の変化 】

司会者

次に、裁判員を経験された前と後とで、どのような心境の変化があったかお伺いします。

2番

裁判員を経験して、社会的なものの考え方が変わったように思います。

3番

新聞を読む際に、前よりも裁判の記事に目がいくようになりました。

1番

裁判長が言っていた「疑わしきは被告人の利益に」の意味について、裁判報道を 見た際に思い出すようになりました。

【 裁判員を経験するにあたって苦労したこと 】

司会者

次に、裁判員を経験するにあたって御苦労されたことがあったかお伺いします。

3番

裁判員として参加するにあたり、会社もそのようなケースが初めてだったので、 休暇の申請について手続的な面で難儀しました。上司や同僚は参加を理解してくれ ました。

1番

裁判員への参加中、仕事の関係で同僚に負担をかけてしまう申し訳なさがありま

した。上司や同僚は好意的な反応でした。

子育て中でかつ遠方の町からの通いでしたので、保育園の送り迎えの時間がぎり ぎりになり大変でした。裁判所から市内の一時保育所の情報を頂いていましたが、 市内の道路事情に明るくないため、利用しませんでした。

2番

裁判員裁判の参加のために休暇を取るにあたり上司に相談すると「そんなの知らない」と冷たい態度でした。上司は裁判員制度に関して無理解であり、裁判員制度は知られていないのだなと思いました。同僚は快く送り出してくれました。

司会者

皆さんの職場や周りの方に裁判員経験者の方はおられますか。

2番

いません。

1番

いません。

3番

裁判員を終わった後に,別の課の人で裁判員候補者の通知が来たという人がいま した。ためになるので行った方がいいよと勧めました。

【 裁判員制度の出前講義について 】

司会者

出前講義といって,希望があれば,裁判官が職場に出向き裁判員制度の説明をすることもできるのですが,そういうものがあった方がいいでしょうか。

1番

出前講義の話を職場でしたのですが、普段の仕事で手一杯で説明を聞く時間がとれないというのが実情でした。

2番

出前講義はすごくいい制度で職場で広めようと思っていたのですが、裁判員を終えて間もなくして退職したので、話をすることが出来ず終いでした。

3番

職場にも出前講義についてのお便りが届いていました。やはり仕事が忙しいという声があり、なかなか参加者を集めるのが難しいだろうなというのが実情です。

【 参加に対する心理的障害について 】

司会者

裁判員として参加するにあたり、心理的にこういうところがあるから消極的になってしまうということはありましたか。

2番

自分は裁判員として参加するにあたり、緊張が先に立ち、コミュニケーションを どうやってとろうという方に神経を使いました。期日を重ねるにつれ緊張は和らい でいきました。

3番

私は補充裁判員だったこともあり, 気持ち的には楽でした。私の家族は, 裁判員

は期間中拘束され家に帰れないイメージをもっていました。もしかしてそのように 勘違いして消極的に思っている人もいるのかもしれません。

1番

期間中,生活の中心が裁判員になっていて,家に帰っても裁判員のことが気になっている状態でした。ただ,自分としてはマイナスな状態とは捉えていませんでした。

【 刺激的な証拠写真等に対する不安について 】

司会者

実際には証拠として出ませんでしたが,一般論として,刺激的な証拠写真等に対して不安に感じるものかどうかをお伺いします。

1番

裁判の前は生々しい写真があることを覚悟していたのですが、実際はそのような 写真はなく安心しました。

2番

裁判の前は見たくない写真が出てくるのだろうなと思っていたのですが、実際は そのような写真はなく安心しました。もし本当に刺激的な写真が出されたら相当な ストレスになっただろうと思います。

3番

裁判の前、周囲が刺激的な写真があるかもしれないけど大丈夫なのと心配していましたが、私はそういうのは平気な方なので大丈夫と思っていました。一般的には抵抗感を感じる人がいると思います。

【 今後、裁判員として参加しやすくなる工夫について 】

司会者

今後、裁判員として参加しやすくなる工夫が何かあればお伺いします。

3番

会社の一般層よりも,上層部に説明する機会があれば,制度が浸透し参加しやすくなると思います。

1番

休暇制度など堂々と裁判員として参加する権利があるということを、もっと周知 すべきだと思います。私が参加したときは上司が休暇制度などを調べてくれたので 参加しやすかったです。

また子育で中かつ遠方からの参加者にとっては、9時半集合、17時解散というのは厳しいものがあります。裁判所のすぐ近くに一時保育所があれば、もっと参加者が増えるのではないかと思います。

【 裁判所の施設面等に対する要望について 】

日野裁判官

裁判所の施設面等について、このようなものがあればいいなという、何か要望があればお伺いします。

1番

参加するまで自分で昼食や飲み物を用意しなければならないと思っていました。

昼食の申込みができることや飲み物が用意されていることを事前に教えていただけ ると、不安に思わなくて済んだと思います。

2番

特にありません。飲み物の備え置きなど細かなところまで行き届いていたと思います。

3番

私も昼食についての説明が事前にあるとよかったです。

【 見て聞いて分かる裁判になっていたか 】

司会者

私たち法曹関係者は「見て聞いて分かる裁判」を目指していますが、皆さんが経験したものは「見て聞いて分かる裁判」になっていましたか。

2番

裁判官、検察官、弁護士それぞれ自分の立場で一生懸命説明していて、分かりや すかったと思います。

3番

私も分かりやすかったと思います。

1番

まとめられていて分かりやすいと思いました。

【 具体的な分かりやすさの場面について 】

司会者

具体的場面について、こういうところが分かりやすかった、分かりづらかったということはありましたか。

3番

被害者の方への質問に際し、遮へいを行う等、色々な面で配慮しているなというのが印象に残っています。

1番

特定の人でしたが、マイクから離れて話していたので、マイクの声が聞き取りづらかったです。

2番

補充裁判員だったので、自分の前に座る裁判員の陰に隠れ、法廷のやりとりが見 えづらかったことがありました。その点、今後工夫をしてもらえると良いと思いま す。

【 冒頭陳述, 論告, 弁論が分かりやすかったか 】

司会者

審理の冒頭で検察官、弁護人の双方が冒頭陳述というこれから始まる法廷での主張をまとめたものを説明し、審理の終わりに検察官が論告、弁護人が弁論という今までの主張をまとめたものを説明するのですが、その冒頭陳述、論告、弁論が分かりやすかったかお伺いします。

1番

時系列で端的にまとめられていて分かりやすかった印象があります。事前に裁判

長から手続や主張のポイントを教えてもらっていたことも,説明を聞くのに役立ちました。

2番

私も分かりやすかったです。出されていた資料の内容も理解できました。

3番

弁護人の冒頭陳述の説明が長く感じました。もう少しポイントを絞っていただけ たら分かりやすかったと思います。

【 専門用語の印象について 】

北嶋検察官

事件の中には医師等の専門家が証人になることがあります。専門家の専門用語は難しい印象を与えがちですが、どのような印象をお持ちになったかお伺いします。

1番

医師の話は体の部位などの専門用語が難しかったです。評議のときなどに裁判長 から分かりやすく補足していただいたので理解できました。

2番

専門用語は多かったですが、資料等で補足されていたので、理解できました。

3番

医療の専門用語についてはなじみがあったので問題なかったのですが、実際に診察した医師と別の医師が写真と状況を基に証言するのに違和感をもちました。

【 冒頭陳述等の適切な長さについて 】

小林弁護士

先ほど冒頭陳述の説明が長かったというお話しがあったのですが、どれくらいの 長さだと集中して聞ける分量だと思いますか。

2番

時間は長くても短くても気になりません。

3番

時間よりも内容が重要で、ここというインパクトが残るものが良いと思います。

1番

自分は長く感じませんでしたが,一般的に,メリハリのある聞きやすい人の話は 長く感じませんし,もごもごと聞きづらい人の話は長く感じるものだと思います。

【 冒頭陳述のペーパーについて 】

小林弁護士

冒頭陳述の際に要点を記載したペーパーを配布していますが、その紙がある方が 分かりやすいか、なくてもいいのかお伺いします。

1 悉

目で見ながら聞いた方がより理解しやすいと感じました。

2番

私も資料を見ながら説明を聞いた方がより理解しやすいと思います。

3番

私も資料はあった方が良いと思います。

【 評議で自分の意見が言えたか 】

司会者

評議の場で自分の意見が言えたのかどうか、お伺いします。

2番

最初は緊張していて、どうにかコミュニケーションをとらなきゃと思っていたのですが、最終的には慣れてきて、きちんと自分の意見が言えたと思います。

3番

最初は皆さん緊張していて、喋りづらかった様子でした。でもだんだん自分の意見を言えるようになってきていたと思います。私も自分の意見が言えました。

1番

正直、自分の言いたいことの全ては言えなかったと思います。ちょっとしたニュアンスが違う伝わり方をしていたこともありました。全員が意見を言えるように皆さんを一巡して発言するスタイルだったのですが、発言したくなったのが、もう一巡した後だったので、何となく伝わっているからいいやと違和感をそのままにしていたことがありました。二巡目があればもう少し自分の言いたいことを表現ができたのではと思います。

【 評議における改善点ついて 】

司会者

評議における改善点があるかお伺いします。

3番

ポイントについての評議だけではなく, 時系列的に起こった出来事を拾い上げて 行く進め方の方がやりやすかったと思います。

1番

ペースが早いと感じました。もう少しじっくり考える時間や意見が変わったときに発言し直す時間が持てればよかったです。また、一巡目の発言が終わった後に、裁判長から全体に発言を振るよりも、何番さんどうですかと個別に振ってくれた方が発言しやすいと思います。

司会者

ほかの方はペースが早いと感じましたか。

2番

ペースが早いと思いませんでした。

3番

ゆったりしていて,時間はあったと思います。

日野裁判官

感想として,裁判員の皆さんはよく考えられていて,こういう視点もあったのかと裁判官が気づかされることもありました。裁判官と裁判員,双方の立場から意見を交わすことができ、有意義であったと感じています。

小林弁護士

評議で議論した内容が判決に反映されていたか、感覚としていかがでしょうか。 3番 議論で核となった部分は判決に反映されていたと思います。

1番

まとまった議論は忠実に判決に反映されていたと思います。

2番

最終的にまとまった議論は判決に反映されていたと思います。

【 これから裁判員等になられる方へのメッセージ 】

司会者

これから裁判員になるか迷われている方に、一言ずつメッセージをお願いします。

1番

私も裁判員になる前はすごく迷いました。これからの方は,可能な限り,色々な 人の助けを借りて参加してみたら,色々なことが見えてくると思います。

2番

まだまだ裁判員裁判についてのPRが足りないと思います。特に会社等の勤め先に制度が浸透するようになれば良いと思います。

3番

参加するにあたり会社員よりも自営業者が休みを取る方が大変だと思います。

一生のうちであるかないかの貴重な経験になるので、ぜひ参加していただきたい と強く思います。

【 記者からの質問 】

函館新聞

職場から休暇を取るのが大変だったというお話しがありましたが、休暇を取るに あたり、有給休暇を取られたのか、特別休暇を取られたのかお聞かせください。

2番

有給休暇をとりました。

3番

特別休暇をとりました。

1番

特別休暇をとりました。

函館新聞

特別休暇を取るにあたり御苦労をされたということですが、職場では裁判員裁判 参加での特別休暇は想定していなかったということでしょうか。

3番

初めてのケースだったので, 想定をしていませんでした。

1番

調べたら裁判員用の休暇の制度は用意されていました。

函館新聞

2番さんの場合は有給休暇ということでしたけれども,裁判員裁判に参加して有給休暇を使うことに違和感はありませんでしたか。

2番

別に違和感はありませんでした。ごく普通に休みを取る感覚でした。